

理由がない旨の通知又は法第五十五条第四項の規定による法人の県民税に係る更正若しくは決定の通知は、規則で定める通知書により行う。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予)

第三十八条の六 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下「内国法人」という。)が法人税法第百二十九条に規定する条約(以下「租税条約」という。)の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下「外国法人」という。))が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国(以下「条約相手国」という。)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議(以下「相互協議」という。)の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて法第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、法第五十三条第二十八項又は法第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(施行令第九条の九の八第一項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日)の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該法人税額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、法第五十五条の二第二項から第六項までに規定するところによる。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予)

第三十八条の七 連結親法人(法人税法第四条の二の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。以下同じ。)が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係(連結親法人と連結子法人(法人税法第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人をいう。以下同じ。))との間の同条に規定する完全支配関係又は当該連結親法人との間に当該完全

支配関係がある連結子法人相互の関係をいう。)がある連結子法人(以下「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に係る法第二十三条第一項第四号の二の個別帰属法人税額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において単に「個別帰属法人税額」という。))に基づいて法第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、法第五十三条第二十八項又は法第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第六十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(施行令第九条の九の八第一項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日)の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時ににおいて当該法人税額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、法第五十五条の四第二項から第六項までに規定するところによる。

第三十八条の八(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に、「前条」を「第三十八条の五」に改める。

第三十八条の九の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項第三号を削り、同条第二項及び第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第三十八条の十二第一項中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人」に改める。

第三十九条の十一第一項第五号中「に規定する法人(同条第八項に規定する法人等を除く。)」を「の規定の適用を受ける法人」に改める。

第三十九条の十二の二の見出しを「(第三十九条第一項第一号アに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予等の手続)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第三十九条の十二の三 内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき条約相手国の権限ある当局から相互協議の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る

相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の第三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の第三十九第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として施行令第三十二条の四第一項に規定するところにより計算した金額の合算額を限度として、法第七十二条の第三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該契約相手国の権限ある当局との間の合意に基づいて法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は法第七十二条の四十一の第二項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（施行令第三十二条の四第二項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日）の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、法第七十二条の三十九の第二項から第六項までに規定するところによる。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第三十九条の十二の四 連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、対象連結法人の申請に基づき、当該申立てに係る同条第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第七十二条の第三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として施行令第三十二条の五第一項に規定するところにより計算した金額の合算額を限度として、法第七十二条の第三十三第三項又は法第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該契約相手国の権限ある当局との間の合意に基づいて法第七十二条の二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連

結所得に係る個別所得金額に基づいて法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は法第七十二条の四十一の第二項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（施行令第三十二条の五第二項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日）の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、法第七十二条の三十九の四第二項から第六項までに規定するところによる。

第四十条第二項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で施行令第三十六条の二の第二項に規定するもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）以下「旧農用地整備公団法」という。）を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項を同条第十項とする。

第四十条の三第九項中「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第二号の規定により県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け」を削り、同条第十六項中「若しくは第九十六条の四又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」を「又は第九十六条の四」に、「土地改良法第五十三条の三第二項」を「同法第五十三条の三第二項」に、「土地改良法第五十三条の三第一項第一号」を「同法第五十三条の三の二第一項第一号」に改め、「ものとす」を削る。

第四十条の三第一項第四号を削る。

第四十条の十六の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれら」を「又は第五十三条の三の二第一項」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条

第二項又は同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を削り、「土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第六十九條第六項中「年額」を「額」に、「六月である場合にあつては二」を「六月である場合にあつては三」に、「五月である場合は一」を「五月である場合にあつては二」に改める。

附則第五條の四第三項中「記載した申告書」を「記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が申告されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加える。

附則第七條の四の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改め、同條第一項中「法人等」を「法人」に改め、「個別帰属法人税額」の下に「（法第二十三條第一項第四号の二の個別帰属法人税額をいう。以下この条において同じ。）」を加え、第三項及び第四項中「法人等」を「法人」に改める。

附則第八條に次の一項を加える。

4 ガス供給業を行う法人に対する事業税に係る第三十九條の四第四項の規定の適用については、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、同項中「法第七十二條の二十四の二」とあるのは、「法第七十二條の二十四の二（法附則第九條第十四項の規定を含む。）」とする。

附則第八條の八第一項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同條第二項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で同條第三項に規定するもの」及び「若しくは同條第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第四十條の十三第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第四十條第二項ただし書、同條第三項本文及び第四十條の十三第一項第四号」を「同項ただし書」に改め、同條第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第九條第一項中「取得した場合」の下に「（当該施設を第四十條の三第九項に規定する貸付けを受けて取得した場合にあつては、当該交付を受けた額が当該貸付けを受けた額を超える場合に限る。）」を加え、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に改め、「（当該施設の取得が第四十條の三第九項の規定に該当する場合で当該交付を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該交付を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の二に相当する額）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項の規定は、適用しない。

附則第九條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同條第五項とし、同條第七項中「附則第二十五項及び第二十六項」を「附則第十一條第十六項及び第十七項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項中「附則第三條の二の十七」を「附則第三條の二の十八」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同條に次の二項を加える。

12 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十條の四第一項に規定する医療計画に定められた同條第二項第二号に掲げる医療連携体制に関する事項に従つて周産期医療を提供する同條第一條の二第二項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で施行令附則第七條第三十項に規定するものに供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

13 中心市街地の活性化に関する法律第十六條第一項に規定する認定中心市街地において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二條第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（施行令附則第七條第三十一項に規定するところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で同條第三十二項に規定するものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、法附則第十一條第七項、第十二項、第十三項、第十八項、第二十四項又は第二十五項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第九條の五第三項中「附則第九條第三項」を「附則第九條第二項」に改める。

附則第九條の六中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十條の四第一項中「電気を動力源とする自動車で施行規則附則第五條第一項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第五條第二項に規定するもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車）で施行規則附則第五條第一項に規定するものをいう。第四項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第五條第二項に規定するものをいう。第四項において同じ。」に改め、「及び第四項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二

号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「施行規則附則第五条の二第二項に規定する許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの」に改め、同条第四項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので同条第五項に規定するもの

イ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第七項に規定するもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

附則第十条の四第五項中「附則第五条の二第五項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同条第六項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に、「附則第五条の二第六項」を「附則第五条の二第十項」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平

成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成二十一年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第九項を次のように改める。

附則第十二条第一項中「昭和四十九年四月一日から平成二十年三月三十一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車という。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の二）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二第五項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第六項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二第七項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第八項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則附則第十二条の二の二第九項に規定するものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同条第十項に規定するものに適合するもの

附則第十二条の二第二項中「平成五年十二月一日から平成二十年三月三十一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第十三条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第四百四十四条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に關する法律（平成十九年法律第三百三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に關する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則第二十条第一項中「及び次項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第七項まで、第九項及び第十項」を「第八項まで」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（個人の県民税に關する経過措置）

第二条 改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）附則第五条の四の規定は、平成二十年四月一日以後の年度の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第二十条第二項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十年福島県条例第五十五号）の施行の日の前日」と、同項第二号中「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）とする。

（法人の県民税に關する経過措置）

第三条 新条例の規定中法人の県民税に關する部分は、平成二十年四月一日以後に開始

する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 旧条例第二十三条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 新条例第三十八条の規定（同条第一項の表の第一号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日以後の年度の法人の県民税の均等割について適用し、旧条例第三十八条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

4 新条例第三十八条の六又は第三十八条の七の規定は、施行日以後に新条例第三十八条の六第一項又は第三十八条の七第一項の申請が行われる場合について適用する。

（事業税に關する経過措置）

第四条 新条例の規定中法人の事業税に關する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条の十二の三又は第三十九条の十二の四の規定は、施行日以後に第三十九条の十二の三第一項又は第三十九条の十二の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

（不動産取得税に關する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に關する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第四十条第二項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第四十条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

3 新条例第四十条の三第九項の規定は、適用日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に關する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第二号の規定により県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付けを受けて適用日前に

不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 適用日前の旧条例第四十条の十三第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条第一項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率については適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第八条 新条例附則第十二条の二第二項の規定は、適用日以後に福島県条例第二百二十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第二百二十二条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第二百二十一条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第九条 新条例附則第十三条の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(福島県森林環境税条例の一部改正)

第十条 福島県森林環境税条例(平成十七年福島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

(税 務 課)

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

福島県規則第六十七号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県知事 佐藤雄平

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十一条(見出しを含む。)並びに第六十四条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第六十五条の見出し中「法人等」を「法人」に、「決定等」を「又は決定」に改め、同条中「第三十八条の七」を「第三十八条の五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(税 務 課)